

補償と福祉事業の内容

職員の公務災害又は通勤災害に対しては、被災職員又はその遺族からの請求に基づき、基金が補償及び福祉事業を実施することになります。

1 補償と福祉事業の種類

(1) 療養中の場合

補償	福祉事業
療養補償	
休業補償	休業援護金
傷病補償年金	傷病特別支給金 傷病特別給付金
介護補償	在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業

(2) 障害が残った場合

補償	福祉事業
障害補償年金又は障害補償一時金	障害特別支給金
障害補償年金差額一時金	障害特別援護金
障害補償年金前払一時金	障害差額特別給付金
	外科後処置に関する事業 補装具に関する事業 リハビリテーションに関する事業 アフターケアに関する事業
介護補償	在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業

(3) 死亡した場合

補償	福祉事業
遺族補償年金	遺族特別支給金
遺族補償一時金	遺族特別援護金
遺族補償年金前払一時金	遺族特別給付金
葬祭補償	

(4) その他

補償	福祉事業
—	奨学援護金 就労保育援護金

2 補償の内容

(1) 療養補償

負傷又は疾病が治ゆするまでの間、必要な治療を行い、又は療養の費用を支給します。療養の範囲は次に掲げるもので、認定された傷病又は疾病の療養上相当と認められるものに限ります。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- カ 移送

(2) 休業補償

〈休業補償〉

療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき支給します。勤務できない期間について、1日当たり平均給与額の100分の60に相当する額を支給します。

〈休業援護金〉

休業補償を受ける者に対して、1日当たり平均給与額の100分の20に相当する額を支給します。

(3) 傷病補償

〈傷病補償年金〉

療養の開始後1年6か月を経過しても治ゆせず、障害の程度が地方公務員災害補償法施行規則別表第2に定める傷病等級に該当する場合に、傷病等級に応じて年金を支給します。

〈傷病特別支給金〉

傷病補償年金の受給権者に対し、傷病等級に応じて一時金として支給します。

〈傷病特別給付金〉

傷病補償年金の受給権者に対し、原則として傷病補償年金の額に100分の20を乗じた額を年金として支給します。(上限額あり)

(4) 介護補償

〈介護補償〉

傷病等級第2級以上又は障害等級第2級以上の年金受給権者が、その障害により常時又は臨時介護を要する状態(要件あり)で、現に介護を受けている場合に、介護に要する費用を支給します。病院等に入院している場合には、支給されません。

〈在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業〉

傷病補償年金の受給権者又は障害の程度が第3級以上の障害補償年金の受給権者に対し、介護人（ホームヘルパー）を派遣し、又はそれに必要な費用を支給します。
（一部負担金を求めます）

（5）障害補償

〈障害補償年金又は障害補償年金一時金〉

治ゆ（症状固定）したとき、地方公務員災害補償法施行規則別表第3に定める障害が残った場合、障害等級に応じて年金（第1級～第7級）又は一時金（第8級～第14級）を支給します。

〈障害補償年金差額一時金〉

障害補償年金の受給権者が死亡した場合には、既に支給された年金と障害補償年金前払一時金の額の合計額が、別に定める額に満たない場合、遺族に対してその差額を支給します。

〈障害補償年金前払一時金〉

障害補償年金の受給権者が申し出た場合、障害補償年金差額一時金で定める支給額（限度額）を限度として、前払いで一時金を支給します。

〈障害特別支給金〉

障害補償の受給権者に対し、障害等級に応じて一時金として支給します。

〈障害特別援護金〉

障害補償の受給権者に対し、障害等級に応じて一時金として支給します。

〈障害特別給付金〉

障害補償の受給権者に対し、原則として障害補償（年金又は一時金）の額に100分の20を乗じた額を年金又は一時金として支給します。（上限額あり）

〈障害差額特別給付金〉

障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなった遺族等に対し、障害等級に応じて定率で支給されます。

（6）遺族補償

〈遺族補償年金〉

被災職員が公務又は通勤により死亡した場合、死亡時に被災職員の収入によって生計を維持していた受給資格者たる遺族に年金が支給されます。年金額は、受給資格者の人数の区分に応じた額となっており、受給資格者のうち最優先順位にある遺族（受給権者）に対してのみ支給されます。

〈遺族補償一時金〉

被災職員が公務又は通勤により死亡した場合で、次のときには一時金が支給されます。

- （1）職員の死亡の当時、遺族補償年金の受給資格者がいないとき
 - ・年齢制限により受給資格者になれない場合

・被災職員と生計維持関係にあった遺族がない場合 など

(2) 遺族補償年金の支給開始後に受給資格者が失権し、他に受給資格者がなく、しかも既に支給された遺族補償年金（遺族補償年金前払一時金を含む）の額が、(1)により算定した一時金の額に満たないとき（差額が支給されます）

〈遺族補償年金前払一時金〉

遺族補償年金の受給権者が申し出た場合、前払いで一時金を支給します。

〈遺族特別支給金〉

遺族補償の受給権者に対し、受給権者の区分に応じて一時金として支給します。

〈遺族特別援護金〉

遺族補償の受給権者に対し、受給権者の区分に応じて一時金として支給します。

(7) 葬祭補償

葬儀を行うものに対し、315,000円に平均給与の30日分に相当する額を加えた金額（その金額が平均給与額の60日分に満たないときは、平均給与額の60日分に相当する額）を支給します。

(8) アフターケア、外科後処置

〈外科後処置に関する事業〉

障害補償の対象となる程度の障害が残る者のうち、義肢装着のための断端部の再手術、義眼の装かん、局部神経症状の軽減のための処置、醜状軽減のための処置などが必要と認められる者に対し、指定する施設で現物給付の形で行い、又は処置に必要な費用を支給します。

〈補装具に関する事業〉

障害補償の対象となる程度の障害が残る者に対し、義肢、装具その他基金が必要と認める補装具を支給します。

〈リハビリテーションに関する事業〉

障害補償の対象となる程度の障害が残る者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復などの措置が必要であると認められるものに対し、原則として指定する施設で機能訓練などの訓練を行います。

〈アフターケアに関する事業〉

障害補償の対象となる程度の障害が残る者のうち、外傷による脳の器質的損傷を受けた者、その他特定の傷病を有する者に対し、療養補償に準じた措置を行います。なお、傷病ごとに措置の期間、診察・薬剤等の回数・種類などが定められています。

(9) 就学・保育の援護

〈奨学援護金〉

遺族補償年金等などの年金受給権者で、平均給与額が16,000円以下の者のうち、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者に対し、月額として支給します。

(1) 遺族補償年金の受給権者のうち、学校等に在学する者（以下「在学者等」と

いう。)であって学資等の支弁が困難と認められるもの

- (2) 遺族補償年金の受給権者のうち、被災職員の収入によって生計を維持していた子（婚姻をしているものなどを除く。）である在学者等と生計を同じくしている者で、その在学者に係る学資等の支弁が困難と認められるもの
- (3) 障害等級が第1級から第3級までの障害補償年金の受給権者のうち、在学者等であって学資等の支弁が困難と認められるもの。
- (4) 傷病補償年金又は障害等級が第1級から第3級までの障害補償年金の受給権者のうち、在学者等である子（婚姻をしているものなどを除く。）と生計を同じくしている者で、その在学者等に係る学資等の支弁が困難と認められるもの

〈就労保育援護金〉

遺族補償年金等などの年金受給権者で、平均給与額が16,000円以下の者のうち、就労のための保育所・幼稚園等に預けられている未就学の児童の保育に係る費用を援護する必要があると認められる者に対して支給されます。（支給対象者の範囲は、奨学援護金の支給対象者と同様です。）

〈長期家族介護者援護金〉

傷病補償年金又は障害補償年金の第1級の受給権者のうち、脊髄その他神経系統の機能や精神の著しい障害又は胸腹部臓器の機能の著しい障害により常時介護を要する者が、年金の支給開始事由が生じた日の翌日から10年経過した後に死亡した場合、一定の要件を満たす遺族に対し100万円を支給します。ただし、死亡原因が遺族補償の対象となる場合には支給されません。